

いじめの定義

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（「いじめ防止対策推進法 第一章 総則 第二条」）

これを受け、本校では、「いじめ」を「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」ととらえる。

1 いじめの防止についての基本的な考え方

《基本理念》

- ・ いじめを生まない、許さない学校づくりを行う。
- ・ 児童生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動を促す。
- ・ 教員の指導力向上と組織的対応に取り組む。
- ・ 保護者、地域、関係機関と連携して取り組む。

本校の教育目標“知・体・徳の調和のとれた「生きる力」を身に付けた児童の育成”をもとに、“21世紀を創造的に生きる「ほてっこ」の育成”を目指している。

具体的には、「児童が楽しく学べる学校（「学校は子どものために」という認識）」「保護者が安心して子どもを通わせられる学校（保護者・地域に誇れる文化の創造）」「教職員が働く喜びを感じられる学校（協力し合い、励まし合う教職員集団）」「地域と支え合える学校」を目指す学校像としている。

したがって、本校ではすべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等の対策を行う。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導担当、保健主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、心の教室相談員、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止・いじめ問題対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

- ・ 「きいてよタイム」を設け、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び対応の共通理解について全職員で確認する。
- ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ 学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応については、関係者によるケース会議を開催し、確実な情報の把握に努め、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 「学校生活のアンケート」や「Q-U アンケート」を行い、実態把握に努める。
- ② 日頃より児童・保護者との信頼関係の確立に努め、いじめなどが発生しない学級・学年・通学班づくりに努める。
- ③ 児童の実態把握や理解を深めるため、情報交換や共同研究などを積極的に進め、教職員の指導力の向上を図る。
 - ア お互いの人格を尊重し、生命、身体の安全、名誉（プライド、自尊心）を守って安全に生活することをきちんと教える。
 - イ 子どもたちの様子を観察し、被害にあっている子どもの発見に努める。健全な発達の道筋からはずれかかっている児童を把握する。
 - ウ 被害にあっている児童をしっかり守り、適切な防止措置をとる。さらに、加害児童が立ち直るための援助をする。
 - エ 毎日の授業を通して、お互いに支え合う学習集団を目指し、望ましい人間関係を構築する中で人権感覚を身に付けさせる。
- ④ 分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるようにする。
- ⑤ 道徳の時間に生命の大切さについての指導を行う。また「いじめは絶対に許されない」という認識を児童がもつように、教育活動全般を通して指導する。見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることは「いじめ」に傍観者として加担していることを知らせる。
- ⑥ 職員の共通理解に基づいた指導を心がける。
- ⑦ 市や県の教育相談員やスクールカウンセラーとの連携を深める。
- ⑧ 市いじめ・不登校対策研究会の事業に積極的に参加し、指導力の向上を図る
- ⑨ 心の教室相談員との連携を密にする。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を実施する
 - ア 児童対象「学校生活に関するアンケート」 年3回
 - イ 保護者対象「学校評価アンケート」 年1回
 - ウ 教育相談を通して学級担任による児童からの聞き取り調査 年3回
- ② いじめに係る相談ができる体制を整える
 - ア スクールカウンセラーの活用
 - イ 心の教室相談員の活用
 - ウ スクールソーシャルワーカーの活用
- ③ いじめ防止対策を講じるための手だてを年間計画に位置付ける
 - ア いじめ防止対策の年間計画の作成
 - イ いじめ防止対策に関する研修を実施
 - ウ いじめ防止等に関する職員の資質向上の機会の確保
- ④ インターネットを通じて行われるいじめの対策方法を講じる
 - ア 発信者の匿名性や情報送信の特性を踏まえて、情報モラル研修会を行う。
 - イ LINEやSNSでのいじめを防止し、効果的に対処できるように啓蒙活動を行う。
 - ウ 情報モラル、情報セキュリティの講座を発達段階に応じて開催する。
- ⑤ 職員の意識の向上を図る
 - ア 「いじめ・差別は起こり得る」という基本認識をもち、児童を見守り、日常的に丁寧に観察することにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
 - イ 変化を感じた児童がいる場合、全職員で気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
 - ウ 様子に変化が見られた場合、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確認し、解決策を相談して、問題の早期解決を図る。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、早急に校長に報告する。校長は「いじめ・不登校対策委員会」を開き、今後の対応について協議する。
 - ア 担任、学年主任、生徒指導担当に連絡→該当児童に事実関係を確認し、指導→生徒指導担当より校長・教頭に連絡
 - イ 適切な問題意識をもって、事実関係を明確にするための調査を行い、いじめを認識できるようにする。
 - ウ 家庭との連携を密にし、学校の取組の情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かす。
 - エ 情報収集を綿密に行い、事実確認をし、いじめられている児童の身の安全を最優先に考える。
 - オ 重大な内容、緊急性が高い場合などは、早急にケース会議（校長・教頭・教務・生徒指導担当・学年主任・担任・関係職員）を開き、今後の対応や指導等について協議し、共通理解をした上で対応と指導等を進めていく。

※問題が人命に関わる場合や常習的な場合は、校長・教頭・生徒指導担当・学年主任・担任で協

議し、必要に応じて保護者とともに校長より指導する。

※全職員に知らせておいた方がよいと思われることについては、校長の指示で、生徒指導担当または担任が報告する。

- ② いじめの事実を確認した場合はいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、加害児童への指導とその保護者への助言を行う。
 - ア 加害児童のグループに対し、毅然とした指導を行い、加害児童の親に協力を求め、場合によっては加害児童の非行がいつそう深くなるのを防止し、立ち直らせるため、加害児童の家族を援助し、必要があれば専門家の力を借りる。
 - イ 傍観者の立場にいる児童も加害者同様であることを指導する。
 - ウ いじめを受けた児童の心の面でのケアのために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導していく。
- ③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように、保護者と連携を図りながら、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会や警察署等と連携して対処する。

4 重大事態への対応

《重大事態の認識》次の2点を重大事態とする。

- ① 児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

《対応》

重大事態が発生した場合は【重大事態対応フロー図】をもとに対応する。

※児童からの申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告調査等にあたる。

※学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。

※申し立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

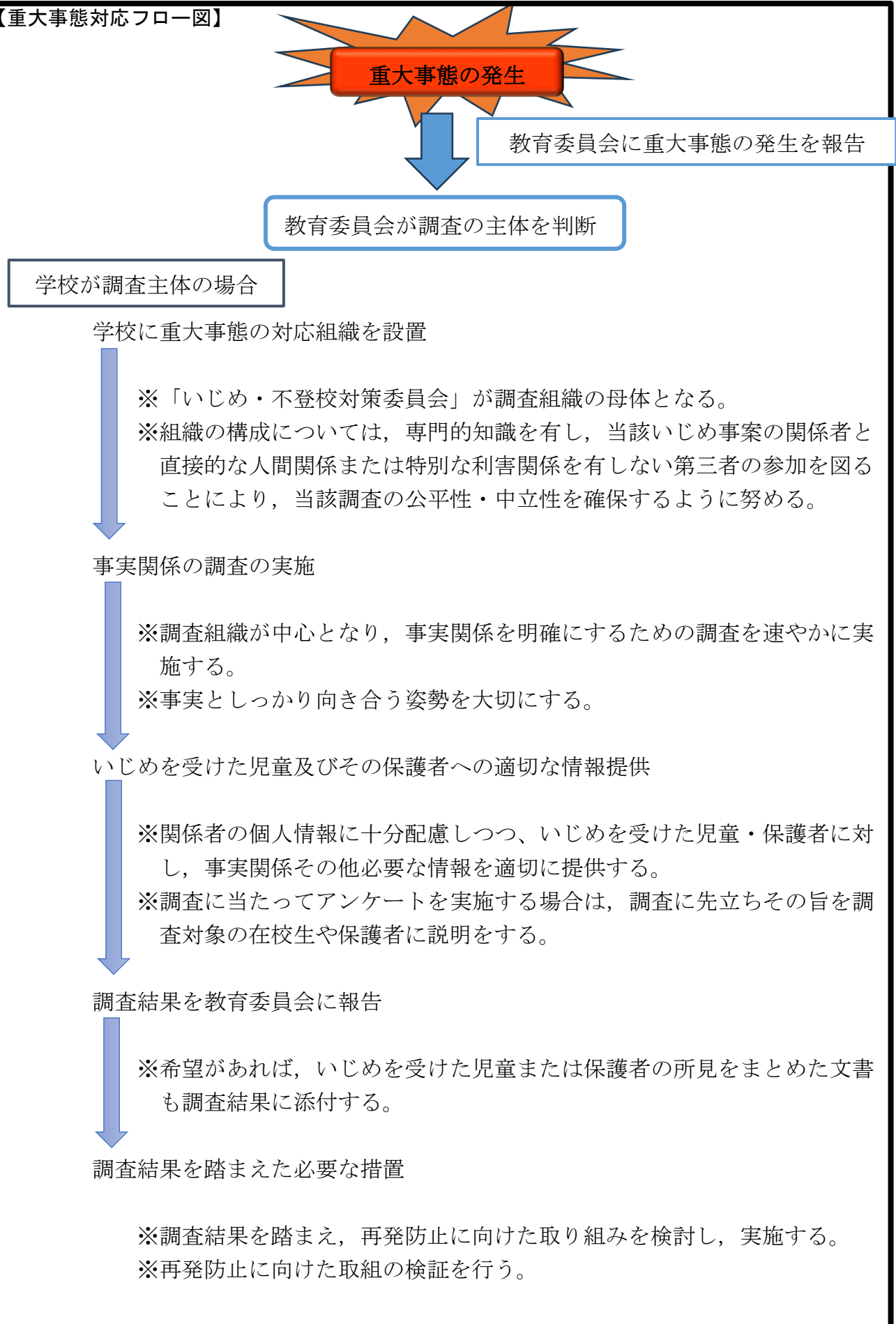
5 学校の取組に対する検証・見直し

- ① いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の項目を学校評価のアンケートに加え、適正に学校の取組を評価する。
 - ア 早期発見に関する取組
 - イ 再発防止のための取組
- ② いじめに関する取組の検証を行う。
 - ア 基本方針の見直しを行う。
 - イ アンケートの分析を行う。

6 その他

- ① 「学校いじめ防止基本方針」を、ホームページにて掲載する。
- ② いじめ防止に関する職員の意識を高め、対処するための資質向上を図る。
- ③ 朝礼など全校集会の場で、「いじめ」に関する講話を行う。
- ④ 日常的に、職員間での風通しのよい情報交換を図るために、都度「きいてよタイム」を行う。
- ⑤ いじめ事案に対しては、職員個人で対応せず、よりよい方向に進めるために複数の職員で対応する。必要に応じて、SC、SSW、心の相談員とも連携して対応する。
- ⑥ いじめをきっかけに不登校になってしまった場合は、不登校対応も同時に進め、必要があれば外部機関（一宮児童相談センターや江南市子育て支援課など）にも協力を依頼し、早期解決を目指す。

【重大事態対応フロー図】



	いじめ・不登校に対する取組	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	いじめ基本方針の確認	- 学級開き - 相談室やSC、SSWの児童、保護者への周知	- いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 - 身体測定	- PTA運営・常任委員会 - PTA総会 - 学年学級懇談会 - 家庭確認 - 学校運営協議会
5月		Q-Uアンケート	教育相談	
6月	いじめ不登校対策委員会	ネットモラル教室		学校運営協議会
7月		- 学校保健安全委員会 - 個別懇談会	学校生活アンケート	
8月				
9月				- PTA運営・常任委員会 - 学校運営協議会
10月	いじめ不登校対策委員会		教育相談	
11月				
12月		- Q-Uアンケート - 個別懇談会 - 人権週間 - 人権教室(3年生)	- 学校評価アンケート - 学校生活アンケート	学校運営協議会
1月		学校保健安全委員会	教育相談	- PTA運営・常任委員会 - 学校運営協議会
2月	いじめ不登校対策委員会			学校運営協議会
3月				
通年	- ケース会議(随時) - 聴いてよタイム(随時)(月末)	朝礼講話	- スクールカウンセラー(月1日) - 心の教室相談員(週4日) - スクールソーシャルワーカー(月1～2日)	あいさつ運動

